

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機側の所内ボイラー用屋外重油タンク（非管理区域）の重油移送配管より重油が漏えいしていることを当社社員が発見し、直ちに当該配管の元弁を閉操作した。当該配管の保温材を撤去したところ、配管に漏えい箇所を確認したことから、当該部を応急修理した後、漏えいの停止を確認した。今後、原因を調査する。	A	4月13日公表済 (PDF 151KB)
2	6号機	4月9日、原子炉建屋地下2階で残留熱除去系弁の保温材取外し作業を行っていた協力企業作業員1名に放射性物質の身体への付着が確認されたことから、ホールボディカウンタで測定した結果、4月10日、体内にごく微量の放射性物質が取込まれたことが確認されたため、対応検討	A	4月10日公表済 (PDF 690KB)

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン用速度検出器（主巻、補巻、横行、走行用計4台）の点検において、タイヤカップリングに亀裂が認められたため、当該ゴムタイヤを交換	D	
2	1号機	循環水ポンプ（B）室内の足場用鋼板に腐食が認められたため、当該鋼板を交換	D	
3	1号機	主タービン油処理系油清浄器補給配管接続フランジ部に油のにじみ（1滴／数時間程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉停止時冷却系熱交換器の加熱蒸気減圧弁上流側ドレントラップの上蓋フランジ部より水のリーク（1滴／20秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系使用済樹脂沈降分離槽（B）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
6	2号機	取水設備バー回転式スクリーン装置（G）の「シャープン断」警報用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	2号機	活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系電気機械室空調機が自動トリップしたため、当該空調機を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉補機冷却系サージタンクレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
9	2号機	タービン補機冷却系サージタンク記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
10	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）入口側海水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）入口側海水ドレン配管の下流側フランジ部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	主蒸気隔離弁漏えい率試験用の漏えい試験プログラムに大気圧補正の誤りが認められたため、対応検討	C	
13	3号機	屋外変圧器関連機器の点検において、主要変圧器基礎面に塗装剥離が認められたため、当該面を修理	D	
14	3号機	補助海水系ポンプ（C）のしゃ断器及び高圧配電盤（D）の母線に異常が無いにもかかわらず、過負荷トリップ及び地絡の警報発生が認められたため、対応検討	C	
15	3号機	主要制御系機能検査の安全処置実施中に「A系原子炉自動スクラムトリップ」及び「RPT B系トリップチャンネル作動」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
16	4号機	給水系金属採取ラック入口空気作動弁の開閉操作において、開閉表示用リミットスイッチ不良による閉側ランプの消灯不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
17	5号機	制御棒駆動機構ポンプ（B）の潤滑油ポンプ駆動用電動機のファンカバーを固定しているビスに外れ（3本中1本）が認められたため、当該ビスを取付	D	
18	5号機	漏えい燃料調査用高感度オフガスモニタに指示値不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
19	5号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（B）を切替のため起動したところ、起動せず保護回路が動作し同系換気空調系給気及び排気ファン共停止したため、対応検討	C	
20	6号機	タービン建屋配管サポートの点検において、給水系配管の油圧式サポート（2台）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 1）の点検において、弁棒ガイド取付隙間計測用プラグ1個に取外し不可が認められたため、当該プラグを交換	D	
22	6号機	原子炉水試料採取ラック洗浄水入口弁の出口カプラーを取り外し、再接続しようとしたところ、接続できない事象が発生したため、当該カプラーを交換	D	
23	集中環境施設	高温焼却建屋管理区域建屋用換気空調系冷凍機（A）冷水温度調節器（2）の点検において、接点に動作不良が認められたため、当該調節器を修理	D	
24	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（A）の1次セラミックフィルタ（A～D）が詰まりぎみのため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
25	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（A）の2次セラミックフィルタ（D）が詰まりぎみのため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
26	集中環境施設	高温焼却炉トリチウム捕集装置（B）の冷凍機に性能低下が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
27	その他	水処理設備排水処理装置脱水機の汚泥入口弁（1）に動作不良（自動開閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで